

令和4年4月13日

職員各位

社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長
(公印省略)

令和4年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算による処遇改善計画について（通知）

令和4年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出を行うにあたり、福祉・介護職員等の処遇改善内容について、以下のとおり通知します。

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書

(1) 賃金改善計画について

(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得ます。)

①算定する加算の区分 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I

②福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月 令和4年4月～令和5年3月

③令和4年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 19,442,388 円

④賃金改善の見込額（i - ii）97,758,315 円（福祉・介護職員処遇改善加算分含む）

i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）557,665,583 円

ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額（見込額）459,907,268 円

賃金改善の見込額には、社会保険料事業主負担分を含みます。

⑤賃金改善実施期間 令和4年4月～令和5年3月

⑥賃金改善を行う賃金項目 手当（令和2年度新設）

⑦賃金改善を行う方法

特定処遇改善手当を、加算の対象となる下記①②③の職員に、①月額 17,000 円（非常勤職員は時間額 100 円）、②月額 8,500 円（非常勤職員は時間額 50 円）、③月額 4,250 円（非常勤職員は時間額 25 円）支給する。

①以下のいずれかに該当する職員であって、勤続年数 10 年以上の職員。（非常勤職員の場合は医師、歯科医師、放射線技師、作業療法士を除く）

・福祉・介護職員（支援員等）のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者

・心理指導担当職員

・現任のサービス管理責任者

・現任の児童発達支援管理責任者

②「①」に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当者、現任のサービス管理責任者、現任の児童発達支援管理責任者

③「①」「②」以外の職員

(2) その他

制度についての国・県からの情報の更新により、計画全体を見直す場合があります。

以上